

平成27年度から変更

介護保険制度では3年ごとに、推計利用者数からサービス量と費用を見込み、65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料を算出しています。平成27年度から介護保険料が変更されました。

65歳以上の皆さんの介護保険料は、市の介護サービス費用を賄えるように算出された「基準額」を基に、所得に応じて決まります。誰もが安心してサービスを受けられるよう、納付のご協力をお願いします。

保険料基準額が上昇

要介護・要支援認定者は年々増加し、サービスの利用者数も増えています。今後も高齢化に伴い、介護サービスの利用が増加することが予想されるため、介護給付費の増加を見込みました。

また、在宅での介護が困難な人に対応するため、特別養護老人ホームなどの整備を行っています。このため、介護保険料が上昇することが予想されたことから、これまで積み立てた基金を取り崩し、保険料の軽減を図りましたが、結

果として、保険料基準額(月額)は3,980円から4,600円となりました。

大幅な上昇となりますが、比較すると、県内でも低い基準額となつています。

所得によって13段階に

平成27～29年度の保険料(年額)は下表の通りです。

介護保険料には、所得によって段階が設けられています。これまでの10段階(2区分)から13段階に変更されてよりきめ細かくなり、負担能力に応じた保険料となっています。

主な変更点として、所得の高い人の段階区分を増やしました。これまででは、本人が市民税課税で合計所得金額が760万円以上の人をひとくくりにしていましたが、今回から、1,000万円以上の

人、1,500万円以上の人に段階を設けました。

納め方は

○特別徴収：年額18万円以上の高齢・退職年金、障害年金を受給している人が対象。個人の保険料は7月下旬に「介護保険料額決定通知書」でお知らせします

○普通徴収：年金額が年額で18万円未満の人、年度の途中で65歳になった人、他市町村から転入した人などが対象。7月中旬に納付書を送付します。金融機関コンビニエンスストアでの納付のほか、ペイジー、クレジットカードでの支払いにも対応しています

滞納すると

特別な事情もなく、保険料を滞納していると、サービスを利用す

るとき、一定期間自己負担額が1割から3割になるなど、未納の期間に応じて措置が取られます。災害や生活困窮など特別な事情によって保険料を納めることが困

難な場合には、保険料の徴収が猶予されたり、減額・免除されたりする場合があります。※くわしくは介護保険課 ☎20・1545へ。

65歳以上の人の介護保険料(平成27～29年度)

保険料の段階	対 象	保険料(年額)
第1段階	○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ○生活保護受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	2万4,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の人	3万5,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人	4万1,400円
第4段階	本人は市民税非課税であるが、世帯内に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	4万9,600円
第5段階	本人は市民税非課税であるが、世帯内に市民税課税者がいる場合で、上記以外の人	5万5,200円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	6万6,200円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上150万円未満の人	7万1,700円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が150万円以上190万円未満の人	7万7,200円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上380万円未満の人	8万8,300円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が380万円以上760万円未満の人	9万9,300円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が760万円以上1,000万円未満の人	11万400円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	12万1,400円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	13万2,400円